

長崎県公立大学法人事務分掌細則

〔平成17年4月1日〕
細 則 第 1 2 号

改正 平成18年4月1日細則第4号
改正 平成20年4月1日細則第1号
改正 平成28年3月28日細則第9号
改正 平成30年3月7日細則第6号
改正 令和2年3月10日細則第5号
改正 令和4年3月10日細則第1号
改正 令和5年12月11日細則第5号
改正 令和7年12月2日細則第18号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この細則は、長崎県公立大学法人事務組織規程（平成17年規程第29号）第23条の規定に基づき、長崎県公立大学法人（以下「法人」という。）に置くグループの事務分掌に関し、必要な事項を定める。

一部改正〔平成18年細則第4号、平成20年細則第1号、平成30年細則第6号〕

第2章 長崎県公立大学法人事務局

(総務グループ)

第2条 法人事務局総務課総務グループにおいては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 法人事務の連絡調整に関すること。
- (2) 理事会に関すること。
- (3) 法人の庶務に関すること。
- (4) 法人の法務に関すること。
- (5) 役員の秘書業務に関すること。
- (6) 法人の儀式その他諸行事に関すること。
- (7) 教職員の人事及び服務に関すること。
- (8) 教職員の研修に関すること。
- (9) 法人における諸規程の制定・改廃に関すること。
- (10) 渉外に関すること。
- (11) 栄典に関すること。
- (12) 公印の看守に関すること。（大学の所管に属するものを除く。）
- (13) 文書の接受、発送及び整理保存に関すること。（大学の所管に属するものを除く。）
- (14) 施設整備に関すること。
- (15) その他の課、グループ又は大学の所管に属さないこと。

一部改正〔平成30年細則第6号、令和7年細則第18号〕

(財務グループ)

第3条 法人事務局総務課財務グループにおいては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 経営協議会に関すること。
- (2) 法人の予算に関すること。
- (3) 決算に関すること。

- (4) 資金及び債権の管理に関すること。
- (5) 監査に関すること。
- (6) 収入に関すること。（大学の所管に属するものを除く。）
- (7) 支払に関すること。
- (8) 入札及び契約に関すること。（大学の所管に属するものを除く。）
- (9) 財産の管理に関すること。

一部改正[平成30年細則第6号]

（企画広報グループ）

第4条 法人事務局企画広報課企画広報グループにおいては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 大学改革の総括に関すること。
- (2) 広報に関すること。（大学の所管に属するものを除く。）
- (3) 調査統計の取りまとめに関すること。
- (4) 情報の管理及び公開に関すること。
- (5) 文部科学省への認可申請・届出に関すること。
- (6) 法人に係る事業の企画立案に関すること。

（計画評価グループ）

第5条 法人事務局企画広報課計画評価グループにおいては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 中期目標及び中期計画の総括に関すること。
- (2) 法人の組織評価に関すること。
- (3) 教員評価の総括に関すること。

一部改正[令和5年細則第5号]

第3章 長崎県立大学事務局

（総務グループ）

第6条 長崎県立大学事務局総務課総務グループにおいては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 教育研究評議会に関すること。
- (2) 学長選考会議に関すること。
- (3) 大学の庶務に関すること。
- (4) 大学の儀式その他諸行事に関すること。
- (5) 教職員の人事及び服務に関すること。（大学の所管に属するものに限る。）
- (6) 大学における諸規程の制定改廃に関すること。
- (7) 大学の各種委員会に関すること。（総務グループの所管に属するものに限る。）
- (8) 施設等の維持補修に関すること。
- (9) 学内他課、他グループの所管に属さないこと。

一部改正[平成30年細則第6号、令和7年細則第18号]

（財務グループ）

第7条 長崎県立大学事務局総務課財務グループにおいては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 予算に関すること。（大学の所管に属するものに限る。）

- (2) 収入に関すること。（大学の所管に関するものに限る。）
- (3) 入札及び契約に関すること。（大学の所管に属するものに限る。）
- (4) 支払の準備に関すること。
- (5) 物品等の購入に関すること。
- (6) 大学の各種委員会に関すること。（財務グループの所管に属するものに限る。）

一部改正[平成30年細則第6号]

（建設整備グループ）

第8条 長崎県立大学事務局総務課建設整備グループにおいては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 建設設計（基本・実施）に関すること。
- (2) 建設工事（入札・契約）に関すること。
- (3) 建設工事の工事監理に関すること。
- (4) 備品購入に関すること。
- (5) 県等からの補助金（予算・決算）に関すること。
- (6) 県及び関係機関（市、地元町内会等）に関すること。
- (7) 工事完成式典（工期毎）に関すること。
- (8) その他校舎の建設整備に関すること。

一部改正[平成30年細則第6号]

（企画広報グループ）

第9条 長崎県立大学事務局企画広報課企画広報グループにおいては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 大学改革に関すること。
- (2) 国際交流に関すること。
- (3) 地域貢献に関すること。
- (4) 広報に関すること。（大学の所管に属するものに限る。）
- (5) 公開講座、学術講演会に関すること。
- (6) 産学官連携に関すること。
- (7) 大学の各種委員会に関すること。（企画広報グループの所管に属するものに限る。）
- (8) 学校統計その他調査統計に関すること。
- (9) 情報ネットワークシステムに関すること。
- (10) 文部科学省への認可申請・届出に関すること。
- (11) 大学に係る事業の企画立案に関すること。

（計画評価グループ）

第10条 長崎県立大学事務局企画広報課計画評価グループにおいては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 中期目標及び中期計画に関すること。
- (2) 自己点検・自己評価に関すること。
- (3) 外部からの評価に関すること。
- (4) 教員評価に関すること。
- (5) 大学の各種委員会に関すること。（計画評価グループの所管に属するものに限る。）

一部改正[令和5年細則第5号]

（学生グループ）

第11条 長崎県立大学事務局学生支援課学生グループにおいては、次の各号に掲げる事務をつ

かさどる。

- (1) 経営学部及び地域創造学部教授会に関する事。
- (2) 学生の募集及び入退学に関する事。
- (3) 入学試験に関する事。
- (4) 大学の各種委員会に関する事。(学生グループの所管に属するものに限る。)
- (5) 学生の福利厚生及び健康管理に関する事。
- (6) 学生のオリエンテーションに関する事。(学生グループの所管に属するものに限る。)
- (7) 奨学金に関する事。
- (8) 授業料の減免に関する事。
- (9) 学生の身上相談に関する事。
- (10) 学生の賞罰に関する事。
- (11) 学生の自治活動及び課外活動に関する事。
- (12) 学生の留学に関する事。
- (13) 各種証明書等の発行に関する事。(学生グループの所管に属するものに限る。)
- (14) その他学生の補導及び厚生に関する事。

一部改正 [平成20年細則第1号、平成28年細則第9号]

(教務グループ)

第12条 長崎県立大学事務局学生支援課教務グループにおいては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 大学院地域創生研究科運営委員会、同研究科地域社会マネジメント専攻教授会及び地域創生専攻教授会に関する事。
- (2) 授業時間割及び履修登録等に関する事。
- (3) 試験、成績及び卒業・修了に関する事。
- (4) 学生のオリエンテーションに関する事。(教務グループの所管に属するものに限る。)
- (5) 学籍簿、成績簿に関する事。
- (6) 教員免許、教育実習等に関する事。
- (7) 聴講生、科目等履修生、研究生等に関する事。
- (8) 単位互換制度に関する事。
- (9) 非常勤講師に関する事。
- (10) 大学の各種委員会に関する事。(教務グループの所管に属するものに限る。)
- (11) 各種証明書の発行に関する事。(教務グループの所管に属するものに限る。)
- (12) その他学生の教務に関する事。

一部改正 [平成20年細則第1号、令和2年細則第5号、令和4年細則第1号]

(就職グループ)

第13条 長崎県立大学事務局就職課就職グループにおいては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 学生の就職相談及び指導助言に関する事。
- (2) 学生のオリエンテーションに関する事。(就職グループの所管に属するものに限る。)
- (3) 就職情報の収集及び提供に関する事。
- (4) 各種就職支援施策の企画立案及び実施に関する事。
- (5) 関係機関、団体、企業等との情報交換及び連絡調整に関する事。
- (6) 学生のインターンシップに関する事。
- (7) 大学の各種委員会に関する事。(就職グループの所管に属するものに限る。)
- (8) その他学生の就職支援に関する事。

(図書グループ)

第14条 長崎県立大学事務局図書課図書グループにおいては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 佐世保校附属図書館に係る企画立案及び実施に関すること。
- (2) 佐世保校附属図書館における図書等の選定、発注、受入れ及び管理に関すること。
- (3) 佐世保校附属図書館の地域開放に関すること。
- (4) 佐世保校附属図書館における図書等の閲覧、貸出及び保存に関すること。
- (5) 佐世保校附属図書館における閲覧室及び書庫の管理に関すること。
- (6) 佐世保校附属図書館における図書等の複写及び相互貸借に関すること。
- (7) 大学の各種委員会に関すること。（図書グループの所管に属するものに限る。）
- (8) その他大学における附属図書館の運営に関すること。

一部改正〔平成20年細則第1号〕

第4章 長崎県立大学シーボルト校事務局

（総務グループ）

第15条 長崎県立大学シーボルト校事務局（以下「シーボルト校事務局」という。）総務企画課総務グループにおいては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 教育研究評議会に関すること。
- (2) 学長選考会議に関すること。
- (3) 大学の庶務に関すること。
- (4) 大学の儀式その他諸行事に関すること。
- (5) 教職員の人事及び服務に関すること。（大学の所管に属するものに限る。）
- (6) 大学における諸規程の制定改廃に関すること。
- (7) 予算に関すること。（大学の所管に属するものに限る。）
- (8) 収入に関すること。（大学の所管に属するものに限る。）
- (9) 入札及び契約に関すること。（大学の所管に属するものに限る。）
- (10) 支払の準備に関すること。
- (11) 物品等の購入に関すること。
- (12) 施設等の維持補修に関すること。
- (13) 大学の各種委員会に関すること。（総務グループの所管に属するものに限る。）
- (14) シーボルト校内他課、他グループの所管に属さないこと。

一部改正〔平成20年細則第1号、令和7年細則第18号〕

（企画グループ）

第16条 シーボルト校事務局総務企画課企画グループにおいては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 大学改革に関すること。
- (2) 国際交流に関すること。
- (3) 地域貢献に関すること。
- (4) 広報に関すること。（大学の所管に属するものに限る。）
- (5) 公開講座、学術講演会に関すること。
- (6) 産学官連携センターに関すること。
- (7) 学校統計その他調査統計に関すること。
- (8) 情報センターに関すること。
- (9) 中期目標及び中期計画に関すること。
- (10) 自己点検・自己評価に関すること。
- (11) 外部評価に関すること。
- (12) 教員評価に関すること。

- (13) 文部科学省への認可申請・届出に関する事。
- (14) 大学に係る事業の企画立案に関する事。

一部改正〔平成18年細則第4号、平成20年細則第1号、令和5年細則第5号〕

(学生グループ)

第17条 シーボルト校事務局学生支援課学生グループにおいては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 国際社会学部、情報システム学部及び看護栄養学部教授会に関する事。
- (2) 学生の募集及び入退学に関する事。
- (3) 入学試験に関する事。
- (4) 大学の各種委員会に関する事。(学生グループの所管に属するものに限る。)
- (5) 学生の福利厚生及び健康管理に関する事。
- (6) 学生のオリエンテーションに関する事。(学生グループの所管に属するものに限る。)
- (7) 奨学金に関する事。
- (8) 授業料の減免に関する事。
- (9) 学生の身上相談に関する事。
- (10) 学生の賞罰に関する事。
- (11) 学生の自治活動及び課外活動に関する事。
- (12) 学生の留学に関する事。
- (13) 各種証明書等の発行に関する事。(学生グループの所管に属するものに限る。)
- (14) その他学生の補導及び厚生に関する事。

一部改正〔平成20年細則第1号、平成28年細則第9号〕

(教務グループ)

第18条 シーボルト校事務局学生支援課教務グループにおいては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 大学院地域創生研究科情報工学専攻及び同研究科人間健康科学専攻教授会に関する事。
- (2) 授業時間割及び履修登録等に関する事。
- (3) 試験、成績及び卒業・修了に関する事。
- (4) 学生のオリエンテーションに関する事。(教務グループの所管に属するものに限る。)
- (5) 学籍簿、成績簿に関する事。
- (6) 教員免許、教育実習等に関する事。
- (7) 聴講生、科目等履修生、研究生等に関する事。
- (8) 単位互換制度に関する事。
- (9) 非常勤講師に関する事。
- (10) 大学の各種委員会に関する事。(教務グループの所管に属するものに限る。)
- (11) 各種証明書の発行に関する事。(教務グループの所管に属するものに限る。)
- (12) その他学生の教務に関する事。

一部改正〔平成20年細則第1号、令和2年細則第5号〕

(就職グループ)

第19条 シーボルト校事務局就職課就職グループにおいては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 学生の就職相談及び指導助言に関する事。
- (2) 学生のオリエンテーションに関する事。(就職グループの所管に属するものに限る。)
- (3) 就職情報の収集及び提供に関する事。

- (4) 各種就職支援施策の企画立案及び実施に関する事。
- (5) 関係機関、団体、企業等との情報交換及び連絡調整に関する事。
- (6) 学生のインターンシップに関する事。
- (7) 大学の各種委員会に関する事。（就職グループの所管に属するものに限る。）
- (8) その他学生の就職支援に関する事。

（図書グループ）

第20条 シーボルト校事務局図書課図書グループにおいては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) シーボルト校附属図書館に係る企画立案及び実施に関する事。
- (2) シーボルト校附属図書館における図書等の選定、発注、受入れ及び管理に関する事。
- (3) シーボルト校附属図書館の地域開放に関する事。
- (4) シーボルト校附属図書館における図書等の閲覧、貸出及び保存に関する事。
- (5) シーボルト校附属図書館における閲覧室及び書庫の管理に関する事。
- (6) シーボルト校附属図書館における図書等の複写及び相互貸借に関する事。
- (7) 大学の各種委員会に関する事。（図書グループの所管に属するものに限る。）
- (8) その他大学における附属図書館の運営に関する事。

第4章 補則

（補則）

第21条 この細則に定めるもののほか、グループの事務分掌に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年4月1日細則第4号）

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年4月1日細則第1号）

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月28日細則第9号）

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第11条の規定にかかわらず、経済学部が存続する間の経済学部教授会に関する事務については、大学事務局学生支援課学生グループにおいてつかさどる。
- 3 第17条の規定にかかわらず、国際情報学部が存続する間の国際情報学部教授会に関する事務については、シーボルト校事務局学生支援課学生グループにおいてつかさどる。

附 則（令和2年3月10日細則第5号）

この細則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月10日細則第1号）

この細則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年12月11日細則第5号）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年12月2日細則第18号）

この規程は、令和8年4月1日から施行する。